



神奈川県労働局発表

平成27年10月1日

(担当)

神奈川県労働基準部賃金課

賃金課長 広田 光彦

主任賃金指導官 高松 正昭

TEL 045-211-7354 (直通)

10月18日から時間額905円

— 神奈川県最低賃金の発効日が確定 —

- 神奈川県労働局(局長 若生正之)は、神奈川県最低賃金審議会(会長 盛 誠吾)の答申を受け、神奈川県最低賃金(地域別最低賃金)を現行の時間額887円から18円引き上げて905円に改正することに決定しました(9月18日)。これにより、改正後の神奈川県最低賃金は、平成27年10月18日から発効します。
- 神奈川県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されることから、改正最低賃金を広く周知することが重要です。
そのため、神奈川県労働局は、県内全市町村に対する広報誌紙への掲載依頼のほか、県内の事業者団体、労働団体、求人誌等計約150団体に対する周知の協力要請を行います。
- なお、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援するため、「全国最低賃金総合電話相談センター」(電話 0120-311-615)において、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じています。

最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度で、仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金には、産業にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、特定の産業に働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」があり、今回は、地域別最低賃金の改正・発効です。

参考資料 1

神奈川県最低賃金の改正の推移(過去 10 年間)

	平成 1 7 年	平成 1 8 年	平成 1 9 年	平成 2 0 年	平成 2 1 年
引上額	4 円	5 円	1 9 円	3 0 円	2 3 円
時間額	7 1 2 円	7 1 7 円	7 3 6 円	7 6 6 円	7 8 9 円
	平成 2 2 年	平成 2 3 年	平成 2 4 年	平成 2 5 年	平成 2 6 年
	2 9 円	1 8 円	1 3 円	1 9 円	1 9 円
	8 1 8 円	8 3 6 円	8 4 9 円	8 6 8 円	8 8 7 円

参考資料 2

平成 27 年度中央最低賃金審議会による地域別最低賃金改正の目安額

ランク	都道府県	目安額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	1 9 円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	1 8 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	1 6 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	1 6 円

(注) 地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会が示した目安額を踏まえた都道府県最低賃金審議会の調査審議を経て、労働局長が決定する。

参考資料 3

近隣各都県及び A ランク府県における平成 2 7 年度地域別最低賃金の改正状況

都 府 県 名	時間額(引上額)	発効日(予定)
東 京	9 0 7 円(19 円)	10 月 1 日
埼 玉	8 2 0 円(18 円)	10 月 1 日
千 葉	8 1 7 円(19 円)	10 月 1 日
山 梨	7 3 7 円(16 円)	10 月 1 日
静 岡	7 8 3 円(18 円)	10 月 3 日
愛 知	8 2 0 円(20 円)	10 月 1 日
大 阪	8 5 8 円(20 円)	10 月 1 日

神奈川県最低賃金

時間額

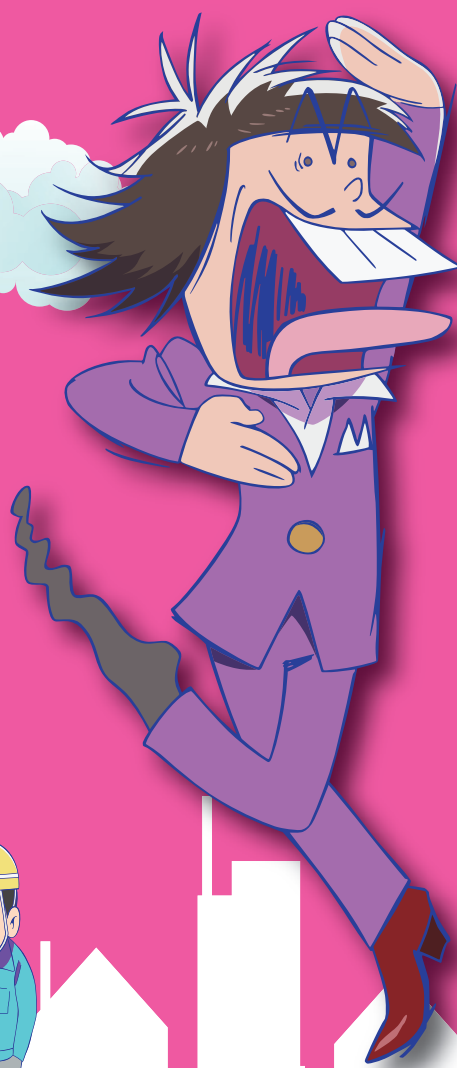
905円

18円UP



平成27年10月18日から

働くには、最低賃金 チェックざんす。



年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

必ずチェック! **最低賃金** 使用者も、労働者も。

- 厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>
- 最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>
- パソコンでも最低賃金がチェックできます! [最低賃金制度](#) [検索](#)

WEBで
チェック!



80 赤塚不二夫生誕80周年記念作品

おそ松さん

©赤塚不二夫／おそ松さん製作委員会

最低賃金に関するお問い合わせは神奈川県労働局または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは？

働くすべての人に、賃金の最低額
(最低賃金額)を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、**すべての労働者**が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

最低賃金額以上となっているかの チェック方法は？

チェックしたい賃金^(※1)を時間額にして、
最低賃金額(時間額)と比較します。^(※2)

(1) 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(2) 日給の場合

日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(3) 月給の場合

月給 $\div$ 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(4) 上記(1)、(2)、(3)が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で、各手当(職務手当など)が月給の場合は、

- ① 基本給(日給) $\rightarrow$ (2)の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) $\rightarrow$ (3)の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆手当、通勤手当および家族手当

(※2) 日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合は、
日額に換算した額 $\geq$ 特定最低賃金額(日額)

あなたの賃金は？
スマホ、携帯で調べよう！



リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(H27.9)

